

鎌ヶ谷カントリークラブ Web メイト利用約款

(約款の適用)

第1条 当ゴルフ場（付帯設備を含む）を利用される方は、Web メイト、ゲストを問わず、鎌ヶ谷カントリークラブ運営規則、細則、営業のご案内などの定めのほか、本約款に従って利用していただきます。

(利用契約の成立)

第2条 当ゴルフ場でプレーされる方は、当日フロントにおいて本約款をご承引のうえ、所定の来場者受付カードに署名を頂くことにより、当ゴルフ場は署名者の施設ご利用をお引き受けいたしますこととなります。

(利用の申込)

第3条 当ゴルフ場を利用されようとするときは、営業案内等による予約取扱いの定めに従って全員、プレー日及びスタート時刻を予約していただきます。

※Web メイトの予約についてはホームページ上の提供枠のみが対象となります。

(施設利用の拒絶)

第4条 当ゴルフ場は、次の場合には施設の利用並びに利用の継続をお断りすることがあります。

（利用の継続をお断りした場合の利用料金は、所定の料金をお支払いいただきます。ただし、プレーの途中でクローズした場合に限り、別の定めによりお支払いいただきます）

1. 満員のためスタート時間に余裕がないとき。
2. ゲストについては、会員又はWEB メイト登録された人からの予約がないとき。
3. 天災その他止むを得ない事情により、クローズするとき。
4. 技術が未熟であって、他の利用者に著しく迷惑をおよぼしたとき。
5. マナー及び警告を無視して打ち込みやスロープレーなどを改めないとき。
6. 公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為をなした場合、またはなす恐れのあると認められたとき。
7. 当ゴルフ場の施設を利用されることに好ましくない事由があるとき。
8. 予約（申込）者、利用者（同伴者）のいずれかが暴力団員であるとき。
9. その他本約款に違反したとき、並びに当ゴルフ場もしくは当ゴルフ場従業員に対し、好ましくない行為がなされたとき。

(服装)

第5条 当ゴルフ場を利用される場合の服装は、当クラブの服装に関する基準に従っていただきます。もし基準外である場合は着替えていただくか、または施設のご利用をお断りいたします。

(施設への持ち込み品)

第6条 当ゴルフ場の施設内には、次の物のお持ち込みをお断りいたします。

1. 動物、鳥類などのペット類
2. 著しく悪臭を放つもの
3. 鉄砲刀剣類並びに危険物
4. 火薬、揮発油など爆発、発火の恐れのあるもの
5. 騒音を発するもの

(行為の禁止)

第7条 当ゴルフ場の施設内では下記の行為は禁止します。

1. 賭博その他風俗を乱す行為
2. 物品販売、宣伝広告などの行為
3. 他人に迷惑を及ぼし、または不快感を与える行為
4. 施設の器具、備品などを持出す行為
5. 利用者以外のコース内立ち入り（特に許可する場合を除く。ただし、特に許可した場合でも、利用者以外が傷害などの被害を受けた場合は、当ゴルフ場は一切損害賠償などの責任を負いません）
6. セクシャルハラスメント及び暴言動による威圧的な行為

(休業日、開場及び閉場時間)

第8条 当ゴルフ場の休業日と開場及び閉場時間は、当ゴルフ場の定めるところによります。ただし、臨時的に変更することがあります。

(金銭その他貴重品)

第9条 金銭その他の貴重品は、必ず当ゴルフ場所定のボックス（ロビー、浴場）へお預けください。お預け頂かなかった場合には、ロッカー、浴室、コースその他施設内で盗難や紛失などの事故があっても、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。お預かりした品を引き取る際にカードホルダー又は鍵が必要になりますので、大切に保管して下さい。

尚、カードホルダー、鍵を紛失されたときは、直ちに届け出て下さい。

(携帯品・自動車等)

第10条 携帯品や、場所を提供している駐車場内の自動車に関する盗難、損害などについては、当ゴルフ場では責任を負いません。

(ロッカーの利用)

第11条 当ゴルフ場においては、ロッカー内の収用品の盗難、損害などについては責任を負いません。ロッカーの上には物品を置かないで下さい。

(宅配便の取り扱い)

第12条 宅配便によるゴルフ用具・用品類（賞品を含む）などのお取り次ぎはしますが、お取り次ぎ中の物品の盗品、紛失、破損などの損害についての責任は負いません。

(危険防止とエチケット・マナーの厳守)

第13条 ゴルフは、時により大変危険を伴う場合がありますので、プレーヤーは、エチケット・マナーを守りキャディのアドバイス如何に拘らず、全て自己の責任により安全を確認したうえでプレーしていただきます。

(プレーヤー同志の事故)

第14条 プレーヤーの打球、素振り、その他の行為により生じたプレーヤー同志の事故については、プレーヤー間において解決していただくものとして、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

(ティグランドにおける素振りなど)

第15条 クラブの素振りは、ティマーク内の打席または特に指定された場所以外ではしないで下さい。打順以外のプレーヤーは、みだりにティグランド上に立ち入らないで下さい。

(バックティの使用)

第16条 当ゴルフ場でバックティを使用される場合は、キャディマスター室で所定の手続きをとり、使用許可を受けたのちに使用していただきます。許可条件に適合しない方のバックティ使用をお断りいたします。

(飛距離の確認)

第17条 先行組に対しては、後続組のプレーヤーはキャディのアドバイスの如何に拘らず、自己の飛距離を自分で判断して、先行組に打ち込まないように打球してください。

(キャディ及びフォアキャディの合図)

第18条 キャディ及びフォアキャディの合図は、先行組が通常の飛距離より前進したと判断されるときに合図でありますから、合図があっても打者は自己の飛距離を自分で判断して打球して下さい。

(打者の前方へ出ないこと)

第19条 同伴プレーヤーは、打者の前方には絶対に出ないで下さい。

(隣接ホールへの打ち込み)

第20条 隣接ホールへの打ち込みは特に危険ですから、プレーヤーは自己の飛距離、飛行方向について適切に判断して慎重に打球して下さい。

隣接ホールへ打ち込んだ場合には、そのホールのプレーヤーに合図をし、邪魔にならないように打球するとともに、自己の同伴プレーヤーにも充分注意して打球して下さい。

(待避)

第21条 後続組に対し打球させるときは、先行組のプレーヤーは後続組の打者が打ち終るまで安全な場所に待避して下さい。

(ホール・アウト後の退去)

第22条 ホール・アウトした場合は直ちにグリーンを去り、後続組の打球に対し安全な場所を通り次のホールへ進んで下さい。

(雷鳴があった場合)

第23条 落雷事故防止のため、雷鳴があつて落雷のおそれがあると認められる場合は、キャディや当ゴルフ場の緊急放送及びマスター室からのカート無線の指示の有無に拘らず独自の判断でプレーを中断し、退避所など安全と思われる場所に退避して下さい。

(火気使用の禁止)

第24条 コース内やハウス内での火気使用(喫煙)は、所定の場所以外は禁止します。エチケット・マナー又防災上の理由から「コース内禁煙」を順守して下さい。

(プレー終了後のクラブの確認)

第25条 利用者がプレーを終了した場合はクラブを点検し、相違がないかを慎重に確認して下さい。その後におけるクラブその他の物品の不足、瑕疵などについては当ゴルフ場は責任を負いません。

(浴室の利用)

第26条 当ゴルフ場の浴室内では次の行為をお断りいたします。

1. 入墨者の浴室内への立入り。
2. 浴槽内での剃顔、タオルの持ち込みなど清潔の維持を妨げる行為。

(練習場の利用)

第27条 当ゴルフ場の練習場の利用は、当日に当ゴルフ場でプレーされる方に限られております。危険防止その他の都合によりその他の方の練習場への入場はお断りいたします。

(送迎バスへの便乗)

第28条 当ゴルフ場で運行する従業員送迎バスに便乗される方に対し、万一運行中に事故が発生した場合、当ゴルフ場は一切責任を負いません。

(忘れ物)

第29条 当ゴルフ場内での置き忘れ物で所有者不明の物は、1ヶ月分をまとめて翌月1週間を経過後に警察へ届出いたします。

尚、当ゴルフ場への届出のない置き忘れ物は、当ゴルフ場は一切責任を負いません。

(約款違反の場合の責任)

第30条 利用者が本約款に違反して、他人に損害を与えた場合、または自身が損害を受けた場合は、当ゴルフ場は一切の損害賠償の責任を負いません。

(損害賠償の責任)

第31条 利用者の故意または過失により、当ゴルフ場の従業員または施設、器具、備品などに損害を与えた場合は、その損害を賠償していただきます。

(ゲストの債務の保障)

第32条 Webメイトが同伴したゲストのゴルフ場利用に伴う一切の支払い債務、及び前条により生じた損害額の支払い債務の履行については、Webメイトはそのゲストと連

帯して保障していただきます。

(信義則)

第33条 当ゴルフ場の諸規則、本約款に定めのない事項は、ゴルフプレーの精神にのっとり、信義・誠実の原則に従って解決されるものとします。

(ビジターへの周知)

第34条 Web メイトは、Web メイトの同伴したゲストに対し、本約款の存在及びその内容を十分に周知させられるよう協力して下さい。

(付 則)

本契約は平成 27 年 10 月 1 日から施行します。